

阿見町物品調達入札参加資格選定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿見町契約規則(平成12年阿見町規則第1号。以下「契約規則」という。)第3条、第16条及び第17条の規定に基づき、町が発注する製造の請負、物品・その他販売及び役務の提供(以下「物品」という。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、当該資格審査の申請及び方法並びに審査の方法、指名業者の選定基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査を受けることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととした者でその期間を経過していない者
- (3) 次条第2項に規定する審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者
- (4) 国税、県税及び本町の町税で、次条第1項第9号に規定する税目を完納していない者。ただし、町税については、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程(平成12年阿見町訓令第5号。以下「工事等資格選定規程」という。)別表第1に定める町内業者に限る。

条履歴

(資格審査の申請)

第3条 入札参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(工事等資格選定規程様式第1号の3。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 営業所一覧表(工事等資格選定規程様式第3号)
- (2) 販売実績
- (3) 取扱品目一覧
- (4) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を証する書類の写し
- (5) 商業登記簿謄本(個人にあつては、身分証明書)の写し
- (6) 使用印鑑届
- (7) 委任状
- (8) 直前1年間の事業年度分の財務諸表類の写し(法人にあつては、貸借対照表、損益計算書)
- (9) 納税証明書 次に掲げる納税証明書の写し
 - ア 法人税(個人にあつては、所得税)及び消費税(地方消費税を含む。)の未納のないことの証明書
 - イ 本町の町税で、法人又は個人にかかる全ての税の未納及び滞納のないことの証明書
- (10) 代理店又は特約店であるときは、これを証する書類の写し
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 前項に掲げる申請書及び添付書類は、申請書提出日の直前の営業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。)現在で作成するものとする。ただし、審査基準日で作成することが困難であると町長が認めるときは、この限りではない。

(資格審査の申請期間)

第4条 申請者は、申請書を平成12年を基準として、隔年ごとに1月1日から2月末日までの間で、別に定める期間内に町長に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかった申請者は、翌年の1月1日から2月末日までの間で、別に定める期間内に提出(以下「追加提出」という。)することができる。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認める者は、申請書を随時提出することができる。

条履歴

(資格の審査)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について、工事等資格選定規程第5条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て、入札に参加することができる資格(以下「参加資格」という。)を有する者を認定するものとする。

(1) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額(法人にあっては資本金額、準備金、積立金及び繰越金とし、個人にあっては次年度繰越順資本金の額とする。)

イ 直前決算における営業に必要な機械設備の額

(2) 経営比率 直前決算における流動比率

流動比率 = (流動資産の額 / 流動負債の額) × 100

(3) 生産額又は販売額 審査基準日の直前2年の各事業年度における生産額又は販売額について算出した年間平均の生産額又は販売額

(4) 営業年数 審査基準日までの営業年数

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する申請者に対する参加資格は、これを与えないものとする。

(1) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 前項の認定前に第10条第1項各号のいずれかに該当することとなった者

(名簿の作成)

第6条 町長は、前条の規定により参加資格を有すると認定した者(以下「資格者」という。)を有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載するものとする。

(審査結果の公表)

第7条 町長は、第5条第1項の認定をしたときは、名簿の閲覧により公表するものとする。ただし、申請者から請求があったときは、当該申請者に対して、その者に係る審査の結果を通知するものとする。

(有効期間)

第8条 参加資格の有効期間は、当該資格の認定をした年の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、追加提出については当該資格の認定をした年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 第4条第2項に規定する申請に基づく参加資格の有効期間は、当該認定がなされた日から前項本文による有効期間の残存期間とする。

(変更届)

第9条 有資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者（個人にあっては、経営者）又は受任者
- (3) 所在地又は電話番号（営業所，出張所等を含む。）
- (4) 代表者の印（印鑑登録してあるもの）
- (5) 使用印鑑
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（資格の取消し）

- 第10条 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の審査を経て、参加資格を取り消すとともに名簿から抹消するものとする。
- (1) 営業に関し、法律上必要とする許可，認可又は登録等の取消しを受けたとき，又は失効したとき。
 - (2) 営業を廃止したとき。
 - (3) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととした者に該当することとなったとき。
 - (5) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
 - (6) 名簿の公表を拒否したとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づき、参加資格の取消しを行ったときは、当該取消しを受けたものに対してその旨を書面により通知しなければならない。

条履歴

（指名業者の選定基準）

- 第11条 指名業者の選定は、有資格者の中から、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び発注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないように選定しなければならない。
- (1) 業者の資力又は信用の度合
 - (2) 販売又は納入実績
 - (3) 販売後における機能維持能力の適否
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工事等資格選定規程第25条第1項及び第2項の規定を準用し、総合的に判断してその契約履行が確実と認められる者であること。
- 2 前項の規定により業者を選定しようとするときは、次の表に掲げる業者数以上の有資格者を選定しなければならない。ただし、有資格者で取扱いをする者が少ない場合は、この限りでない。

発注標準金額	業者数
50万円以上 200万円未満	3者以上
200万円以上 500万円未満	4者以上
500万円以上	5者以上

（指名業者の推薦）

- 第12条 課長等は、その所管に属する物品等の契約について、指名業者を選定する権限を有する者に対して、あらかじめ指名業者を推薦することができる。
- 2 契約規則第19条第2項に規定する契約は、審査会へ付すことができるものとする。
- 3 審査会へ付議する場合は、会議の7日前までに指名業者推薦（決定）伺を委員長に送付しなければならない。

（選定の特例）

- 第13条 契約規則第21条又は阿見町随意契約運用基準（平成12年阿見町告示第38号）第2条から第5条までのいずれかに該当する場合で、第11条の

規定によることができないときは、同条の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(指名の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当することとなった者を現に指名してるときは、特別な理由がある場合を除き、当該指名を取消すものとする。

- (1) 第10条第1項の規定により参加資格を取消された者
- (2) 阿見町建設工事請負業者指名停止等措置要領(平成12年阿見町告示第39号)第11条の規定により指名停止の措置を受けた者

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審査会の審査を経て町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月18日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月29日訓令第9号)

この訓令は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。